

事 務 連 絡

令和6年9月13日

各 都道府県 介護保険主管課（室） 御中
指定都市

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムの利用について

平素より、介護保険行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害発生時における介護施設等の被災状況等の把握にあたっては、令和3年9月より「災害時情報共有システム（以下「システム」という。）」による報告を導入しており、被災した施設への適切かつ迅速な支援につなげる観点から、被害の有無に関わらず当該施設等の状況を原則、介護関係事業者自らがシステムにて速やかに御報告いただくよう各都道府県・指定都市・中核市を通じお願いしているところです。

しかしながら、介護施設等の被災状況等の報告については、令和6年7月4日に都道府県・指定都市・中核市の介護保険担当者様宛てにメールを差し上げたとおり、被害状況報告率が低く、令和6年8月8日の地震（日向灘）においては、社会福祉施設のうち、障害者支援施設や児童福祉施設等における報告率が50～60%程度に対し、介護施設等の報告率は10%弱でした。

厚生労働省に被害状況報告の入電があった介護施設等の中には、

- システムのログイン ID やパスワードがわからない
- システムを利用したことがない

という問い合わせが散見されました。

このため、各都道府県、指定都市においては、管内の市町村及び介護施設等に対して、システムの利用方法と被害状況の報告について迅速かつ的確に行うよう改めて周知するとともに、その内容と方法（メール、FAX 等）を下記の連絡先まで御報告いただけますようお願いいたします。

なお、厚生労働省としては、各自治体から災害発生を想定した訓練を希望された場合には、訓練用にシステムを起動する用意もありますので、災害想定訓練の実施についても是非ご検討いただけますようお願いいたします。

【連絡先】

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係

mail : kiban-seibi@mhlw.go.jp

TEL : 03-5253-1111 (内線 3927, 3928)